

II. 貴病院・施設等での契約書・利用約款等についてお聞きします

Q 1 貴病院・施設等では、入院・施設等入所（入居）契約書（申込書・同意書）・利用約款等において、「身元保証人等」をお求めですか。

- ① はい ② いいえ

4ページへお進みください

参照

「身元保証人等」とは、入院・施設等入所（入居）契約書（申込書・同意書）・利用約款等において、被保証人等（入院・入所（入居）者ご本人です）が与えた損害を担保することなどを求められる人をいいます。保証人・連帯保証人・身元保証人・身元引受人など、さまざまな呼称があります。

Q 2 貴病院・施設等の契約書（申込書・同意書）・利用約款等で使用されている名称をお選びください。（複数回答可）

- ① 保証人 ② 連帯保証人 ③ 身元保証人
④ 身元引受人 ⑤ 立会人 ⑥ 立会保証人
⑦ その他

Q 3 どなたが、「身元保証人等」となっていますか。（複数回答可）

- ① 親族（親・子・兄弟姉妹・甥・姪等）
② 知人・友人
③ 親族ではない専門職（司法書士・弁護士・社会福祉士等）後見人等
④ 親族でなく、専門職でもない市民後見人等
⑤ 有料の民間機関（保証会社、NPO、一般・公益社（財）団等）

よろしければ、その民間機関名をご記入ください。

- ⑥ その他

Q 4 貴病院・施設等が、「身元保証人等」に求めるものは何ですか。（複数回答可）

- ① 緊急の連絡先
② 入院費・施設等利用料の支払
③ 債務（入院費・施設等利用料、損害賠償等）の保証
④ 本人生存中の退院・退所（退去）の際の居室等の明渡しや原状回復義務の履行
⑤ 本人の身柄の引き取り
⑥ 入院計画書やケアプラン等の同意
⑦ 医療行為（手術・予防接種等）の同意
⑧ 遺体・遺品の引取り・葬儀等
⑨ その他

Q 5 貴病院・施設等では、身元保証人等に債務(入院費・施設等利用料、損害賠償等)の返済を請求したことはありますか。

- ① はい ② いいえ

Q 6 身元保証人等がいた場合でも、解決しなかったことはありますか。

- ① はい ② いいえ



Q 6-1 解決しなかった内容は何ですか。(複数回答可)

- ① 緊急の連絡先
② 入院費・施設等利用料の支払
③ 債務(入院費・施設等利用料、損害賠償等)の保証
④ 本人生存中の退院・退所(退去)の際の居室等の明渡しや原状回復義務の履行
⑤ 本人の身柄の引き取り
⑥ 入院計画書やケアプラン等の同意
⑦ 医療行為(手術・予防接種等)の同意
⑧ 遺体・遺品の引取り・葬儀等
⑨ その他
-

Q 6-2 解決しなかった理由は何ですか。

わかる範囲内で、その概要をご記入ください。

Q 7 入院・入所(入居) 契約にあたりに身元保証人等が得られそうにない場合は、どのようにされていますか。(複数回答可)

- ① 不在のまま認めている
② 入院・入所(入居)を認めない
③ 成年後見制度の検討・活用を図る
④ その他
-

Q 8 入院・入所(入居)中に、身元保証人等が死亡等により不在となったとき、どのようにされていますか。(複数回答可)

- ① 不在のまま認めている
② 退院・退所(退去)していただく
③ 新たな身元保証人等を求める
④ 成年後見制度を検討・活用する
⑤ その他
-

Ⅲ. 貴病院・施設等での第三者後見人等との関わりについてお聞きします

Q 1 貴病院・施設等では、親族以外（以下、「第三者」という）の専門職や市民が、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人等（以下、「後見人等」という）となっており、入院・入所（入居）契約時に「身元保証人等」となる者がいないときに、その後見人等に対し、「身元保証人等」となるよう求めますか。（いままで該当するケースがない場合は、どう対応予定なのかでお選び下さい）

① はい

② いいえ

5ページ のⅣを回答の上、6ページへお進みください

参照

後見人等の権限や職務内容は、後見人等に親族が就任する場合と第三者が就任する場合に、特に違いがあるわけではありません。**「身元保証人等」になることは、後見人等の職務の範囲を超えるもの**です。

Q 2 後見人等の具体的職務内容をご存知ですか。

① はい

② いいえ

参照

設問Ⅱ Q 4のうち、①緊急の連絡先、②入院費・施設利用料の支払、④本人生存中の退院・退所（退去）の際の居室等の明渡しや原状回復義務の履行、⑥入院計画書やケアプラン等の同意、その他本人の意向を確認した上での居住の確保等をすることは、後見人等の通常行っている職務内容です。

Q 3 後見人等は、本来本人の持っている財産の範囲で、本人に適した入院や施設等入所（入居）等の処遇を考え、そして費用の支払いを行うこととされています。ところが、その後見人等が「身元保証人等」となると、自己の財産を提供しても支払う義務が生じることを、ご存知ですか。

① はい

② いいえ

参照

「身元保証人等」となることは、後見人等の職務ではありません。

仮に後見人等が「身元保証人等」として、自己の財産から支払うと、本人に求償せざるを得ないこととなり、本人と後見人等との間で利害が対立する関係となり適切ではありません。

Q 4 本人が死亡すると、後見人等の職務が終了し、遺体・遺品の引取りや葬儀等を行う義務はないことを、ご存知ですか。

① はい

② いいえ

参照

本人が死亡すると、本人の財産に関する権利義務は、当然にその相続人に承継され（民法 882 条、896 条）、**法律上、本人の死亡後における後見人等の職務は、管理していた本人の財産の収支の計算をし、その現状を明らかにして家庭裁判所に報告、その管理財産を相続人に引き継ぐための事務のみ**となります。ただ、後見人等には義務は無いながらも、必要に応じ、やむ無く対応せざるを得ないのが現状です。

5ページへお進みください

Q 5 本人死亡の際、親族等がない、または親族が葬祭等の事務を行わない時に備えて身元保証人等」を求める以外に、対応策はとっていますか。

- ① はい ② いいえ



Q 5 - 1 その対応策は何ですか。（複数回答可）

- ① 死亡地の市町村が火葬・埋葬を行うので、市町村との連携をとっている
② その他

参照

後見人等は、死亡届の届出資格者（戸籍法 87 条 2 項）とされていますが、火葬・埋葬を行うものがない・判明しない時は、死亡地の市町村長が、死体の埋葬又は火葬を行う（墓地・埋葬等に関する法律 9 条 1 項）こととされています。

6 ページへお進みください

IV. 貴病院・施設等の第三者後見人等に対するお考えについてお聞きします

Q 1 貴病院・施設等が、第三者の専門職後見人等や市民後見人等に何をお求めですか。（複数回答可）

- ① 緊急の連絡先
② 入院費・施設等利用料の支払
③ 本人生存中の退院・退所（退去）の際の居室等の明渡しや原状回復義務の履行
④ 入院・施設等入所（入居）契約等の手続き
⑤ 本人の身柄の引き取り
⑥ 入院計画書やケアプラン等の同意
⑦ 医療行為（手術・予防接種等）の同意
⑧ 遺体・遺品の引取り・葬儀等
⑨ その他

Q 2 第三者の専門職後見人等や市民後見人等の果たす役割には満足されていますか。（1つ回答）

- ① 満足している
② 不満がある
③ わからない



②にお答えいただいた方にお尋ねいたします。その理由をお聞かせください。

6 ページへお進みください

V. 第三者後見人等と「身元保証人等」についてお聞きします

Q1 第三者の専門職後見人等や市民後見人等に、「身元保証人等」を求めなくてもすむようにするための保証制度は必要とお考えですか。（1つ回答）

- ① はい ② いいえ ③ わからない

Q1-1 どのような保証制度が良いとお考えですか。（複数回答可）

- ① 公的な機関（行政、社協）が保証する制度やしくみを創設・整備する
② 有料の民間機関(保証会社、NPO、一般・公益社（在）団等)が身元保証人等となる
③ その他

Q2 保証制度に代わるものとして、どのような制度やしくみ等が良いとお考えですか。（複数回答可）

- ① 行政（厚生労働省・都道府県・市町村）による指導や要請が必要と考える
② 行政（市町村）や社協（市町村）が、保証の壁を取り除き地域で安心して生活できるセーフティネットづくりを進める

参照

三重県伊賀市社協では、「保証ニーズに対応した個々の支援プラン」を作成し、保証に代わる機能を活用した支援体制づくりを進めています。

- ③ 行政（都道府県・市町村）が、ガイドラインとなるべき標準入院・施設等入所（入居）契約書等を示す

参照

熊本市では、介護保険の導入にあわせ利用者と事業者双方の保護を図る目的で、身元保証人等の定めのない「介護サービス標準契約書」を示しています。

- ④ 後見人等が、本人死亡後の事務（遺体・遺品の引取りや葬儀等）ができるように法律改正を行う
⑤ 行政（市町村）が、積極的に葬儀等を行う
⑥ 信頼のおける人との死後事務等委任契約を活用する
⑦ 入院患者や入所（入居）者本人の一定の資産または収入を有することを確認することができれば足りる

一定の資産・収入についての基準があれば、ご記入ください

資産（ ）万円／収入（月 ）万円

- ⑧ 一定の預り金や保証金を受け取ることができれば足りる

一定の預り金や保証金についての基準があれば、ご記入ください

- ⑨ 入院費・入所（入居）費の未払い等による病院・施設等への損害も保障される身元保証保険を創設する
⑩ その他

VI. 「身元保証人」「身元引受人」の法的定義についてお聞きします

Q 1 一般に、「保証人」「連帯保証人」は、法律上、定めはありますが、病院・施設等で入院・施設等入所（入居）契約書（申込書・同意書）・利用約款等の際に使用される「身元保証人」「身元引受人」の用語には、法律上、明確な定めがないことを、ご存知ですか。

- ① はい ② いいえ

参照

法律上、「**保証人**」とは、主たる債務者がお金を支払えない場合に代わって、そのとおりにお金を支払うことを約束した人です。「**連帯保証人**」となると、主たる債務者に請求することなく、直接、お金の支払いを求められることもあります。

「**身元保証に関する法律**」がありますが、**身元保証人は、雇用契約上の身元保証人を意味し、被保証人による事業者等への損害に対して損害賠償責任を負うこととされています。**入院時や施設等入居（入所）や福祉サービス利用のときに求められる「身元保証人」「身元引受人」については、法律上の定めはありません。

VII. 「身元保証、葬儀等代行サービス」に関するトラブルについてお聞きします

Q 1 親族がいない・いても関わりがない高齢者等を対象とした「身元保証、葬儀等代行サービス」を提供する有料の民間機関（保証会社、NPO、一般社（財）団等）が存在し、このような「身元保証、葬儀等代行サービス」を管轄する監督官庁がないことから、そのうちの一部の当該民間機関において、高齢者等から預託金として高額な保証料を受領し短期間で償却したとして契約終了時には返還しない、または、死亡時には残余財産をその機関もしくは関係機関への寄付を強要する等のトラブルが生じていることは、ご存知ですか。

- ① はい ② いいえ

VIII. 施設入所と「身元保証等」についてお聞きします

Q 1 一定の基準を満たし都道府県知事から指定を受けた特別養護老人ホームでは、施設への入所（入居）契約に際し、「身元保証人等」がないことを理由として、施設入所（入居）【介護】を拒否してはならないとされていますが、ご存知ですか。

- ① はい ② いいえ

IX. 「成年後見制度に関する教育・研修」についてお聞きします

Q 1 貴病院・施設等では、「成年後見制度」に関する研修会・勉強会等を開催されていますか。

- ① はい ② いいえ

Q 2 当法人では「成年後見制度」に関する教育・研修のための講師派遣を行っていますが、講師派遣をご依頼されたいですか。

- ① 依頼したい
- ② 今後検討したい
- ③ 依頼の予定はない

X. 身元保証等に関し日頃感じられていることや、ご意見やご感想がございましたらご自由にご記入ください

以上で質問は終了です。ご協力有難うございました。